



埼玉県報

第 732 号
令和 8 年(2026 年)
6 月 30 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (情報システム戦略課)
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則 (県立学校人事課)

訓令

- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令 (教委・総務課)

告示

- 自衛官の募集に関する告示 (地域政策課)
- 公文書の開示の実施状況の公表 (文書課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)

規 則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和八年埼玉県条例第五号）の施行期日は、令和八年七月一日とする。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第七の七の（注）3中「ベニフキヤクシムシムヤ」を「ベニフキ海外協力隊」に改める。

附 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号の五の（注）3中「ミニマ海外ボランティア」を「ミニマ海外協力隊」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月三十日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号の五の（注）3中「ベニア海タボクベニア」を「ベニア海外協力寮」に改める。

附則

この訓令は、令和八年七月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百六十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七条第一項及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第三回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年七月六日（月）から令和八年八月六日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年八月二十一日（金）又は同月二十二日（土）の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年八月二十九日（土）又は同月三十日（日）の一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

八 採用予定時期

イ 令和八年十一月下旬の指定する日

ロ 令和九年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama-pco@inet.gsd.f.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二一―六一五七）

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和七年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

請求の受付件数及び処理件数

実施機関	受付件数			令和7年度処理件数					令和8年 3月末現在 未処理件数
	令和7年度 受付件数	前年度から の繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	13,126	1,048	14,174	1,314	12,594	170	88	14,166	8
教育委員会	780	16	796	260	322	153	26	761	35
選挙管理 委員会	235	0	235	31	158	35	10	234	1
監査委員	49	0	49	13	28	8	0	49	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	3	0	3	0	0	3	0	3	0
警察本部長	925	154	1,079	383	644	36	2	1,065	14
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	4	24	28	0	27	0	1	28	0

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	32	0	32	0	23	0	9	32	0
下水道事業 管理者	62	0	62	50	7	0	5	62	0
地方独立 行政人	県立 大学	1	0	1	1	0	0	1	0
	県立 病院 機構	9	0	9	1	2	0	5	4
合計	15,226	1,242	16,468	2,053	13,805	405	143	16,406	62

注1 当該年度における申出の件数は、10件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。

告示

埼玉県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
所沢桜クリニック	茂出木 成幸	所沢市くすのき台二―一四―一 五グランエミオ所沢一階	令和八年六月一日
眼科 城下医院	城下 哲夫	加須市日出安九五四―一	令和八年六月一日
いりそ内科	乾 多久夫	狭山市南入曾五六五―一―一 曾メディカルビル三階	令和八年五月一日
はる在宅クリニック	医療法人社団虎乃会	狭山市祇園一七―七水村ビル E号室	令和八年六月一日
上尾内科循環器内科	医療法人上尾内科循環器科	上尾市今泉四―二―二	令和八年五月一日
おおこし内科クリニック	医療法人社団進修会	草加市草加四―一―九ルピナ ス草加Ⅱ二〇五号	令和八年五月一日
戸田わらびみみはなのどクリニック	医療法人暁仁会	蕨市錦町一―二―一 ル蕨錦町メディカルゾーン	令和八年五月一日

指定訪問看護アツトリハ藤塚	株式会社AT	春日部市藤塚一二四九一	令和八年六月一日
訪問看護ステーションおけがわ	医療法人みずほ会	桶川市下日出谷西一―九―二	令和八年五月十一日
訪問看護ステーション心の色 上尾	株式会社リケア	上尾市上尾下六五四―二Dr e a m O n e 一〇二号室	令和八年六月一日
市川薬局	クラフト株式会社	比企郡小川町小川四九七―一	令和八年五月一日
スギ薬局 亀久保店	株式会社スギ薬局	ふじみ野市亀久保一二三九―三	令和八年六月一日
さくら薬局下蓮田店	河北調剤株式会社	蓮田市蓮田三―一四三	令和八年六月一日
郷調剤薬局	一般社団法人三郷市薬剤師会	三郷市半田一〇一―二	令和八年六月一日
スギ薬局 丸広入間店	株式会社スギ薬局	入間市豊岡一―六―一二丸広百貨店入間店一階	令和八年四月十六日
花・花薬局梅田本町店	株式会社エフア	春日部市梅田本町二―五―五桐要ビル一―B	令和八年六月一日
ドラッグセイムス春日部一ノ割4丁目薬局	株式会社富士薬品	春日部市一ノ割四―八―一六	令和八年六月一日
コスモス調剤薬局本庄けや木店	株式会社コスモス薬品	本庄市けや木三―二六―五	令和八年六月一日

プラチナ訪問看護 ステーション藤の 牛島	株式会社レイク ス21	春日部市牛島一五九〇一	令和八年四月 一日
訪問看護ステーシ ョン 心良	株式会社心	狭山市堀兼六〇六	令和八年三月 二十五日
訪問看護ステーシ ョンこむぎ	株式会社VIS ION	深谷市桜ヶ丘三九ワイズビル ディング二階	令和八年三月 一日
在宅医療サポ ート ステーション AGI	株式会社風	熊谷市佐谷田三六二一五	令和八年六月 一日
ソエルガーデン熊 谷訪問看護 株式会社	ケアパートナ ー株式会社	熊谷市高柳一〇〇一	令和八年六月 一日
熊谷中央訪問看護 ステーション	株式会社ファ ス トナーシング	熊谷市円光一四一〇	令和八年五月 一日

二 指定施設機関

氏名	住所	施設所		指定年月日
		名称	所在地	
唐澤 翔		骨院 日本橋八重洲接 骨院	東京都中央区日本橋三 一五令 一八令 二五令 三〇令 三五令 四〇令 四五令 五〇令 五五令 六〇令 六五令 七〇令 七五令 八〇令 八五令 九〇令 九五令 一〇〇令	令和八年五月 一日
高田 涼平		院 はるか鍼灸治療 院	春日部市米島一八六 一八令 一九令 二〇令 二一令 二二令 二三令 二四令 二五令 二六令 二七令 二八令 二九令 三〇令 三一令 三二令 三三令 三四令 三五令 三六令 三七令 三八令 三九令 四〇令 四一令 四二令 四三令 四四令 四五令 四六令 四七令 四八令 四九令 五〇令	令和八年四月 十三日
長谷川 紗希		術所 フレアス在宅マ ッサージ上尾施 術所	上尾市浅間台四二 三一一令 三二令 三三令 三四令 三五令 三六令 三七令 三八令 三九令 四〇令 四一令 四二令 四三令 四四令 四五令 四六令 四七令 四八令 四九令 五〇令 五二令 五三令 五四令 五五令 五六令 五七令 五八令 五九令 六〇令 六二令 六三令 六四令 六五令 六六令 六七令 六八令 六九令 七〇令 七二令 七三令 七四令 七五令 七六令 七七令 七八令 七九令 八〇令 八二令 八三令 八四令 八五令 八六令 八七令 八八令 八九令 九〇令 九二令 九三令 九四令 九五令 九六令 九七令 九八令 九九令 一〇〇令	令和八年六月 一日

野口 和文	又吉 風歌	小川 大空	山澤 俊之介	山口 遥香	村石 俊介
鴻巣店 ベスト治療院	央施術所 ツサージ川越中	フレアス在宅マ ッサージ川越中	ゆうあんま院	オリーヴマッサ ージ治療院 練 馬	鍼灸マッサージ 治療院
鴻巣市鎌塚一八一六―三	川越市砂九二〇―八Kハイツ令 二〇一	本庄市駅南一―二―二五ワ令 イヒルズ二 一〇三	東京都練馬区練馬一―八― 四コンフォート練馬二〇四	東京都練馬区豊玉北五―一令 六―八メゾン万里練馬三〇― 二一	蕨市北町二―五―二一―三令 〇八
一日 令和八年四月	一日 令和八年五月	十五日 令和八年五月	十五日 令和八年四月	二十一日 令和八年五月	一日 令和八年五月

告示

埼玉県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
吉川美南こどもクリニック	名称	ホームクリニック吉川美南	吉川美南こどもクリニック
マリーン北上尾薬局	開設者名称	株式会社ミルクiefアーマシー	株式会社ミルクiefアーマシー ンホールディングス
桶川クロバ薬局	開設者名称	株式会社ミルクiefアーマシー	株式会社ミルクiefアーマシー ンホールディングス
リプラス訪問看護ステーション熊谷太田	名称	リプラス訪問看護ステーション熊谷	リプラス訪問看護ステーション熊谷太田
ブライト・ライフ訪問看護 かすかべ	所在地	春日部市一ノ割二―五―八	春日部市南中曾根六五―五―五
訪問看護 なかだんご	所在地	所沢市西狭山ヶ丘一―二四八五―五―一〇二	所沢市東狭山ヶ丘一―四五―二〇

訪問看護ステーション ヨンオレンジ	所在地	新座市北野一―二―二
二	室	新座市東北二―一四― 七秋桜三九 一〇二号

二 指定施術機関

丸山 修		物井 孝二		氏 名	
施術所		施術所		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	変更前	
鶴ヶ島市脚折一四四 二―一 二―一〇二	KEiROW 鶴ヶ島 ステーション	入間市東藤沢四―一 六―一 二―二〇二	KEiROW 入間ス テーション	川越市霞ヶ関北二― 六―一 一―一〇三	KEiROW 川越ス テーション
				さいたま市桜区神田一 六―一	在宅マッサージひまわ り
				ふじみ野市築地一― 二―四サロマ老番館 二〇―一	在宅鍼灸あゆむ
					変 更 後

工藤 潤		西山 兼太		野口 和文		齋藤 優輝		丸山 修			
施術所		施術所		施術所		施術所		施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	所在地	名称	所在地	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
○ 上尾市春日一―五 クレールハイツ一	ス エリア店 上尾オフィ	二 からだ元気治療院 県央 中丸スカイハイツ一〇	北本市中丸五―一〇七 NK上尾ビル四〇一	院 らいふマッサージ治療 上尾店	さいたま市南区南本町 二―三―八志賀パレス ビル三〇四号	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		
五三 久喜市栗原二―八―	久喜あんしん治療院	三 熊谷市筑波一―一七 筑波ビル一階	鴻巣市鎌塚一八―一六 ―三	店 ベスト治療院 鴻巣	さいたま市南区南浦 和三―八―一五セイ コーマンション一〇 二	さいたま市桜区下大 久保一―二一九―一― 三―四	KEiROWさいた ま桜区ステーション	さいたま市緑区中尾 三四三―一―二〇一	KEiROWさいた ま緑区ステーション		

鈴木
一真

施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	さいたま市浦和区木崎 四―一六―九	うらわ整骨院
熊谷市籠原南三―三 八―二	アルト接骨院	熊谷市肥塚一二〇〇 ―四	アルト接骨院 肥塚

告示

埼玉県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
河本耳鼻咽喉科	行田市門井町二―二四―四三	令和八年五月一日
さくら薬局 所沢緑町店	所沢市緑町四―六―四	令和八年四月三十日
やわらぎ歯科医院	加須市中央二―一―三〇	令和八年四月三十日
さくら薬局 加須店	加須市土手二―一五―七四	令和八年四月三十日
ひまわり薬局	春日部市上蛭田一三〇―五	令和八年四月三十日
ひなた内科	狭山市南入曾五六五―一―入曾メデイカ ルビル三階	令和八年四月三十日
こいけ歯科医院	狭山市南入曾九〇一―一―二	令和八年五月一日

クリーン薬局	鴻巣市新宿一―一五三	令和八年五月二十一日
なかや歯科	深谷市上野台二四〇七―一	令和八年四月三十日
上尾内科循環器科	上尾市平方四一三八	令和八年四月三十日
有限会社成光堂薬局	上尾市仲町一―七―九	令和八年四月三十日
おこし内科クリニック	草加市草加四―一―九ルピナス草加Ⅱ二〇五	令和八年四月三十日
戸田わらびみみはなのどクリニック	蕨市錦町一―二―一ビバモール蕨錦町一階	令和八年四月三十日
入間黒須クリニック	入間市黒須二―二―一 二F	令和八年四月三十日
スギ薬局 丸広入間店	入間市豊岡一―六―二二丸広百貨店入間店地下一階	令和八年四月十五日
ひざと腰の整形外科	朝霞市根岸台三―二〇―一カインズ朝霞二階	令和八年四月三十日
新井歯科分院	久喜市菖蒲町下栢間字小塚三〇七―一〇	令和七年十二月三十一日
みずほホームケアクリニック	富士見市東みずほ台三―三―一メディックビル二階	令和八年四月三十日

ふなくし皮膚科クリニック	三郷市中央一―二―一ザ・ライオンズ 三郷中央C棟一F	令和八年四月三十日
あいゆう歯科三郷診療所	三郷市戸ヶ崎三―五七七	令和八年四月三十日
市川薬局	比企郡小川町小川四九七―二一	令和八年四月三十日
岩田歯科医院	大里郡寄居町寄居八九六	令和二年一月二十一日
訪問看護ステーション こむぎ	本庄市銀座三丁目七―二	令和八年二月二十八日
熊谷中央訪問看護ステーション	熊谷市円光一―一四―一〇	令和八年四月三十日

告示

埼玉県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
花岡歯科医院	鴻巣市本町一―一―三	令和八年六月三十日
清水デンタルクリニック	東松山市西本宿二―三七―一	令和八年七月三十一日

告示

埼玉県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
短期入所生活介護事業所 川里苑デメテル・ヴィラ	鴻巣市屈巢五一五八	社会福祉法人 グラン・ヘリオス会	短期入所生活介護	令和八年二月一日

告示

埼玉県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
パール薬局弥生町店	事業所名	コスモ薬局	パール薬局弥生町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
パール薬局けやき台店	事業所名	コスモ薬局 けやき台店	パール薬局けやき台店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示

埼玉県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ひまわり薬局	所沢市東町一 ーグラシスター 所沢一〇二号室	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成二十一年三月三 十一日
みんなの薬局	所沢市東町一 ーグラシスター 所沢一〇二号室	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年五月三十 一日
デイサービス年 輪	東松山市大谷四一 〇六	居宅介護支援	令和八年三月三十一 日

告示

埼玉県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、酒巻土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	金子 正義	同 同 千八百九十七番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	中村 賢一	同 同 千八百九十番地二
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地
同	矢野 進助	同 同 千八百七十七番地
同	田村 一郎	同 同 千八百六十九番地
同	吉田 孫兵衛	同 同 北河原二百十二番地
同	須藤 謙一	同 同 千三百七十五番地一
同	齋藤 悦弥	同 同 千五百八十一番地
同	村田 清治	同 同 南河原二千六百三十七番地二
監事	吉田 勇次郎	同 同 酒巻千八百六十四番地
同	栗原 博	同 同 千四百六十六番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	金子 正義	同 同 千八百九十七番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	新利 夫	同 同 千九百十五番地一
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第一次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目十六番三号

鳩山ニュータウン第一次建築協定委員長 田 口 光 一

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四番百五十六他百五十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目二十四番十四号

鳩山ニュータウン第二次建築協定委員長 小 川 祐 一

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目八百六十七番百八十三他百一筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第三次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目二十二番八号

鳩山ニュータウン第三次建築協定委員長 中 西 順 一

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四番三百十九他四十七筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第四次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目二十番七号

鳩山ニュータウン第四次建築協定委員長 猪 狩 鞠 子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目六百六十四番五百八他百二十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第五次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目十四番一号

鳩山ニュータウン第五次建築協定委員長 石 井 徹

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百六十七番三百四十三他八十二筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第六次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目二番一号

鳩山ニュータウン第六次建築協定委員長 石 川 邦 男

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目六百六十四番四百七十五他百十七筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第七次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二十八番二号

鳩山ニュータウン第七次建築協定委員長 中 村 哲 美

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目千五百十五番四百三十四他百三筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第八次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二十四番三号

鳩山ニュータウン第八次建築協定委員長 藤 野 博 通

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番千九十五他五十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第九次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目七番六号

鳩山ニュータウン第九次建築協定委員長 菊 地 篤 史

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番四百二十八他八十一筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六番九号

鳩山ニュータウン第十次建築協定委員長 穰 山 豊

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番五百五他九十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十一次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目一番六号

鳩山ニュータウン第十一次建築協定委員長 齋 藤 浩 幸

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百八十六番四十七他四十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十一次テラスハウス建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二番十三号

鳩山ニュータウン第十一次テラスハウス建築協定委員長 本 水 曜 子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番九百三十七他八筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十二次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目五番三号

鳩山ニュータウン第十二次建築協定委員長 川 尻 幸 雄

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目千四百八十六番百八十六他百二筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十三、十四次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目二十番二号

鳩山ニュータウン第十三、十四次建築協定委員長 東 郷 敦

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番三百六十六他八十九筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十五、十六、十七次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目十四番十四号

鳩山ニュータウン第十五、十六、十七次建築協定委員長 稲 葉 征 夫

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目千四百八十六番三百九十他百六十八筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十八、十九次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目九番二号

鳩山ニュータウン第十八、十九次建築協定委員長 坂 口 洋 一

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四番千一他百五十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十五次テラスハウス建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目七番二号

鳩山ニュータウン第十五次テラスハウス建築協定委員長 金子 享

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番三百二十六他七筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十、二十一、二十二次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目十一番四号

鳩山ニュータウン第二十、二十一、二十二次建築協定委員長 吉 田 康 晴

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目八百六十七番五百六十九他二百三筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第五工区（一）建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目八番十号

鳩山ニュータウン第五工区（一）建築協定委員長 岡 田 雅 敏

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百七十五番十三他百二十三筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第四工区及び第五工区（二）建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目十二番十三号

鳩山ニュータウン第四工区及び第五工区（二）建築協定委員長 石 井 郁 也

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番二百五十他二百七十九筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン八十街区建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目三番九号

鳩山ニュータウン八十街区建築協定委員長 鈴 木 義 哉

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番五百二十六他十筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第七工区（二）建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目八番三号

鳩山ニュータウン第七工区（二）建築協定委員長 津 田 朋 子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目千四百八十六番七百一他七十二筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第六工区（一）・（三）、第七工区（三）・（四）建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目四番十七号

鳩山ニュータウン第六工区（一）・（三）、第七工区（三）・（四）建築協定委員長

福 田 龍 次

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番五百八十六他百五十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第七十四街区建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目一番四号

鳩山ニュータウン第七十四街区建築協定委員長 大久保 三枝子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目七百九十五番二百三十三他六筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二百六街区建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目十五番四号

鳩山ニュータウン第二百六街区建築協定委員長 和 田 昇

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百六十七番五百七十一他六筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十五次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目十四番五号

鳩山ニュータウン第二十五次建築協定委員長 山 脇 悦 子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番五百二他五十四筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十六次建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目十七番一号

鳩山ニュータウン第二十六次建築協定委員長 杉 山 克 己

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目千四百七十五番百七十九他二百九筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十七建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目二十五番五号

鳩山ニュータウン第二十七建築協定委員長 関 根 清 隆

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目千百四十七番八他八十一筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十八建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目十八番十八号

鳩山ニュータウン第二十八建築協定委員長 市 川 雅 巳

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘二丁目千四百八十六番七百十六他十七筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第二十九建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目三番十一号

鳩山ニュータウン第二十九建築協定委員長 石 坂 照 代

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番七百五十一他二十六筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第三十建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目二十九番七号

鳩山ニュータウン第三十建築協定委員長 脇 田 信一郎

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘三丁目千百四十七番六十五他八筆